**別紙-3**

保安規程（案）

制定：平成　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設　置　者　名 |  | 事業場名 |  |
| 設　置　場　所 |  | ＴＥＬ |  |
| 業　　　　　種 |  |
| 電気主任技術者 | 氏名　　　　　　　　 | 資格 | 第　種　　　　許可（　　　　　　） |
| 常時勤務場所　　　　　　　　　　　　　　 | 専任　　　総括 |
| 受電電圧・電力 | 　　　　　　　　ｋＶ　　　　　　　　　　ｋＷ |
| 非常用予備発電装置 | 　　　　　　　　　Ｖ　　　　　　　　　　ｋＷ |
| 受電用遮断器 | 種類　　　電圧　　　ｋＶ　　電流　　　Ａ　　遮断電流　　　　ｋＡ |
| 備　　　考 |  |



保　　安　　規　　程

目　　　次

第1章　総 則

第1条　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第2条　法令及び規程の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第3条　細則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第4条　規程等の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第2章　保安業務の運営管理体制

第5条　保安業務の監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第6条　　　〃　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第7条　設置者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第8条　従業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第9条　主任技術者不在時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第10条　主任技術者の解任・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・　2

第3章　保　安　教　育

第11条　保安教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第12条　保安に関する訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第4章　工事の計画及び実施

第13条　工事計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第14条　工事の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第5章　使用前自主検査

第15条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第6章　保 守

第16条　巡視，点検，測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第17条　　　〃　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第18条　事故の再発防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第7章　運転又は操作

第19条　運転又は操作等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第8章　災害対策

第20条　防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第21条　　〃　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第9章　記　　　　録

第22条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第10章　責任の分界

第23条　責任の分界点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第24条　需要設備の構内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第11章　雑 則

第25条　危険の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第26条　測定器具類の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第27条　設計図書類の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第28条　手続書類等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第1図 組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 7

第1表 巡視，点検，測定及び手入基準・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2図　需要設備の構内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第2表　日常巡視点検手入記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3-1表　受電設備測定記録-1　接地抵抗測定記録・・・・・・・・・・・・ 15

第3-2表　受電設備測定記録-2　絶縁抵抗測定記録・・・・・・・・・・・・ 16

＜参考＞　受電前工事出来高（完成度）チェックシート・・・・・・・・・・ 17

第1章　総　　　　　則

【目　　的】

第1条　○○会社○○工場(以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事，維持及び運用の保安を確保するため，電気事業法(昭和39年法律第170号。）第42条第 l 項の規定に基づき，この規程を定める。

【法令及び規程の遵守】

第2条　当事業場の設置者及び従業者は，電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定】

第3条　この規程を実施するため必要と認められる場合には，別に細則を制定するものとする。

【規程等の改正】

第 4 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては，主任技術者の参画のもとに立案し，これを決定するものとする。

第2章　保安業務の運営管理体制

【保安業務の監督】

第5条　電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安業務の執行は○○が総括管理し，主任技術者は第1図のとおりに配置してその監督にあたらせるものとする。

第6条　主任技術者の保安監督の職務は次の事項について行うものとする。

（イ）電気工作物に係る保安教育に関すること

（ロ）電気工作物の工事に関すること

（ハ）電気工作物の運転操作に関すること

（ニ）電気工作物の災害対策に関すること

（ホ）保安業務の記録に関すること

（へ）保安用器材及び書類の整備に関すること

2　主任技術者は，電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

電気主任技術者兼任の場合

【主任技術者の執務等】

第6条の2 主任技術者の執務は，次の各号に定めるところにより行うものとする。

1

一　出勤する回数は，電気工作物の設置，改造等の工事の場合は週に1回以上，その他の場合は一月に2回以上とする。

二　出勤する時間は，1回につき4時間以上とする。

2 主任技術者の常時勤務する場所及び連絡方法については，受電室その他見やすい箇所に掲示しておくものとする。

【設置者の義務】

第 7 条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは，主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には，主任技術者の参画のもとにこれを立案し，決定するものとする。

4　所管官庁が法令に基づいて行う検査・審査には，主任技術者を立ち合わせるものとする。

【従業者の義務】

第8条　電気工作物の工事，維持又は運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

【主任技術者不在時の措置】

第9条　主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に，その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2　代務者は，主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

【主任技術者の解任】

第10条　主任技術者が次の各号のーに該当するときは，解任することができるものとする。

一　主任技術者が病気による欠勤等の理由により，その職務を行うのに不適当と認められたとき

二　主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し，又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき

第3章　保　安　教　育

【保安教育】

第11条　電気工作物の工事，維持又は運用に従事する者に対し，事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

2

【保安に関する訓練】

第12条　電気工作物の工事，維持又は運用に従事する者に対し，災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

第4章　工事の計画及び実施

【工事計画】

第13条　電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2　主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者○○の承認を求めなければならない。

3　前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴して行わなければならない。

【工事の実施】

第14条　電気工作物の工事計画の実施にあたっては、当事業場の業務活動等との調整を図り、総括管理者○○の承認を経てこれを実施するものとする。

2　電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

3　電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者において検査を行い、適切な完成度など保安上支障ないことを確認して受電するものとする。

4　工事の実施にあたっては、その保安を確保するため別に定める細則によって行わなければならない。

5　細則は、次の各号について定めるものとする。

（工事における作業安全の確保）

　一 受電前工事出来高（完成度）の主任技術者による確認

二　停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認

　三　作業時間、停電時間及び危険区域の表示

　四　停電中の遮断器及び開閉器の誤操作の防止措置

　五　作業責任者の指名とその責任

　六　作業終了時の点検及び測定

3

第5章　法定事業者検査

【法定事業者検査に係る実施体制】

第15条　使用前自主検査、溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下、「法定事業者検査」という）は、主任技術者の監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。

2　法定事業者検査は、主任技術者の保安監督のもとに実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を法令に基づき保存しなければならない。

第6章　保　　　　守

【巡視，点検，測定】

第16条　電気工作物の保安のための巡視，点検及び測定は第2表に定める基準に従い，主任技術者において総括管理者○○の承認を経て計画的に実施しなければならない。

第17条　巡視，点検又は測定の結果，法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには，当該電気工作物を修理し，改造し，移設し，又はその使用を一時停止し，若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

【事故の再発防止】

第18条　電気工作物に関する事故その他異常が発生した場合には，必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し，再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第7章　運転又は操作

【運転又は操作等】

第19条　主任技術者は，平常時及び事故その他異常時における遮断器，開閉器，その他の機器の操作の順序，方法について定めておかなければならない。

2　前項の操作の順序及び方法については，受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておかなければならない。

3　主任技術者若しくは代務者又は従業者は，事故その他異常が発生した場合には，あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し，又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。

4　前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。

5　受電用遮断器の操作に当たっては電気事業者と必要に応じて連絡するものとする。

4

発電所を有する場合（内燃力発電所の例）

6　電気工作物の運転又は操作の基準は別に定める細則によるものとする。

7　前項の細則は，次の各号について定めるものとする。

一　平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統

二　電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用停止し，若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領

三　電気事業者への連絡事項

四　緊急時に連絡すべき事項，連絡先及び連絡方法の掲示

8　遮断器，断路器の開閉その他必要な事項については，別に電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

【発電所長期間の運転停止】

第19条の2 内燃力発電所を相当期間停止する場合は，次の各号により設備の保全を図るものとする。

一 内燃機関その他主要機器の点検手入れを行い，必要箇所に防塵，防錆，防湿対策を行う。

二　燃料タンク，燃料配管等からの漏油の有無の点検を確実に行い，災害発生を未然に防止する。

2　休止により相当期間運転停止する場合は，前項のほか，休止設備と運転設備との区分を明確にし，その連絡部分は分離するものとする。

【運転の開始】

第19条の3　　内燃力発電所を相当期間停止の後，運転を開始する場合は，所定の点検を行うほか，必要に応じ試運転等を行って保安の確保に万全を期すものとする。

第8章　災　害　対　策

【防災体制】

第20条　非常災害時その他の災害にそなえて，電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする 。

第21条　非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は主任技術者が行うものとする。

2　主任技術者は災害等の発生に伴い危険と認められる場合は，直ちに送電を停止することができるものとする。

5

第9章　記 録

第22条　電気工作物の工事，維持及び運用に関する記録は第3表～第6表の定めるところにより記録し，これを3年間保存しなければならない。

2　主要電気機器の保修記録は第7表に定める設備台帳により記録し，必要な期間保存しなければならない。

第10章　責任の分界

【責任の分界点】

第23条　電気事業者との保安上の責任分界点は，電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

【需要設備の構内】

第24条　当事業場の需要設備の構内は第2図に示すとおりとする。

第11章　雑 則

【危険の表示】

第25条　主任技術者は，受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって，危険のおそれのあるところには，人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

【測定器具類の整備】

第26条　主任技術者は，電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備し，これを適正に保管しなければならない。

【設計図書類の整備】

第27条　主任技術者は，電気工作物の新増設，改造等が行われた場合における設計図，仕様書，取扱い説明書等については必要な期間整備保存しなければならない。

【手続書類等の整備】

第28条　主任技術者は，関係官庁，電気事業者等に提出した書類及び図面，その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

附　　　則

この規程は，平成 年 月 日から施行する。

6

第1図　組織図

7

第1表　巡視，点検，測定及び手入基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　項目 | 日常巡視点検手入 | 定期巡視点検手入 | 精密点検手入 | 測　　　定 |
| No. | 周期 | 点検個所､ねらい | No. | 周期 | 点検個所,ねらい | No. | 周期 | 点検個所、ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| 受変電設備 | 電線及び支持物 | 12 | 1ケ月1ケ月 | 電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離標識保護さくの状況 | 123 | 1年1年1年 | 電柱､腕木､がいし､支線､支柱､保護網などの損傷､腐食電線取付状態､弛度その他必要事項 | 1 | 3年～5年 | 必要により特定対象を定めて行う（点検個所､部位は定期巡視点検より抜粋） | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| ケーブル | 123 | 1ケ月1ケ月1ケ月 | ヘッド､接続箱､分岐箱など接続部の加熱､損傷､腐食及びコンパウンド油漏れ布設部の無断掘削標識､他物との離隔距離 | 12 | 1年1年 | ケーブル腐食､きれつ､損傷その他必要事項 | 1 | 5年3年～5年 | 必要により特定対象を定めて行う（点検個所､部位は定期巡視点検より抜粋）地盤沈下の影響 | 12 | 1年1年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定 |
| 断路器 | 123 | 1ケ月1ケ月1ケ月 | 受けと刃の接触､過熱､変色､ゆるみ汚損､異物付着その他必要事項 | 1234 | 1年1年1年1年 | 停止して受けと刃の接触､過熱ゆるみ､荒れ具合汚損､きれつフレ止装置の機能その他必要事項 |  |  |  | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| 遮断器開閉器類 | 123 | 1ケ月1ケ月1ケ月 | 外観点検､汚損、油漏れ､きれつ過熱､発錆､損傷指示､点灯その他必要事項 | 123456 | 1年1年1年1年1年1年 | 停止して外部の損傷､腐食､過熱油量､発錆､変形ゆるみ操作具合､機構付属装置の状態油の汚れ､必要によりその特性調査接地線接続部その他必要事項 | 1234 | 2年又は一定の遮断回数による　〃　〃　〃 | 停止して内部について接触子の荒れ具合､ゆるみ､変形焼損､損傷操作機構及び付属装置の各部点検遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)その他必要事項 | 1234 | 1年1年3年不定期 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定絶縁油試験必要により動作特性 |

8

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　項目 | 日常巡視点検手入 | 定期巡視点検手入 | 精密点検手入 | 測　　　定 |
| No. | 周期 | 点検個所､ねらい | No. | 周期 | 点検個所,ねらい | No. | 周期 | 点検個所、ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| 受変電設備 | 母線 | 1 | 1ケ月 | 必要により特定部位のものについて行う（点検個所ねらいは定期巡視点検より抜粋） | 1234 | 1年1年1年1年 | 母線の高さ､たるみ､他物との離隔距離､腐食､損傷､過熱接続部分､クランプ類の腐食､損傷過熱､ゆるみがいし類､支持物の腐食､損傷､変形､ゆるみその他必要事項 | 1 | 3年 | 必要により特定対象を定めて行う（点検個所､部位は定期巡視点検より抜粋） | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| 受電用変圧器 | 123 | 1ケ月1ケ月1ケ月 | 本体の外部点検漏油､損傷､汚損変形､ゆるみ､発錆腐食､震動､音響､油量､温度付属装置の点検動作状態､取付状態その他必要事項 | 12345 | 1年1年1年1年1年 | 停止して各部の損傷､腐食､接触発錆､ゆるみ､変形､きれつ､汚損油量付属装置各部の点検（機能及び状態）油の汚れ､必要により特性調査接地線接続部その他必要事項 | 123 | 5年～10年5年5年 | 停止して内部について点検(コイル､接続部､リード線鉄心､その他各部）付属装置及び機器の内部点検その他必要事項 | 123 | 1年1年3年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定必要により絶縁油試験 |
| 計器用変成器 | 12 | 1ケ月1ケ月 | 各部の損傷､腐食､発錆､変形､汚損油洩れ､油量､温度音響､フューズの異常その他必要事項 | 122 | 1年1年1年 | 停止して各部の損傷､腐食､接触発錆､ゆるみ､変形､きれつ､汚損油洩れ、フューズの異常接地線接続部その他必要事項 | 123 | 3年2年3年 | 油入式について停止して内部の点検必要により油の汚れ及び特性調査その他必要事項 | 12 | 1年1年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定 |
| 避雷器 | 12 | 1ケ月 | 外部の損傷､きれつ､ゆるみ､汚損その他必要事項 | 123 | 1年1年1年「 | 外部の損傷､きれつ､ゆるみ､汚損コンパウンドの異常接地接続部その他必要事項9 |  |  |  | 12 | 1年1年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　項目 | 日常巡視点検手入 | 定期巡視点検手入 | 精密点検手入 | 測　　　定 |
| No. | 周期 | 点検個所､ねらい | No. | 周期 | 点検個所,ねらい | No. | 周期 | 点検個所、ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| 受変電設備 | 配電盤 | 123 | 1ケ月1ケ月1ケ月 | 計器の異常､表示札表示灯の異常操作､切替開閉器などの異常その他必要事項 | 12 | 1年1年 | 裏面配線の塵埃汚損､損傷､過熱ゆるみ､断線接地線接続部 | 123 | 2年2年2年 | 停止して各部の損傷､過熱､ゆるみ､断線､接触､脱落端子､配線符号その他必要事項 | 1234 | 1年1年2年2年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定保護継電器の動作特性必要により計器校正､シーケンス試験 |
| 電力用コンデンサ | 1 | 1ケ月 | 本体外部点検､漏油､汚損､音響、震動 | 12 | 1年1年 | 外部の損傷､腐食接地線接続部 |  |  |  | 12 | 1年1年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定 |
| 配電設備※１ | 断路器遮断器開閉器類 | 1 | 1ケ月 | 受変電設備と同じ | 1 | 1年 | 受変電設備と同じ | 1 | 2年又は一定の遮断回数による | 受変電設備と同じ | 1234 | 1年1年3年不定期 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定絶縁油試験必要により動作特性 |
| 配電用変圧器 | 1 | 1ケ月 | 必要により特定範囲のものについて行う(点検個所､ねらいは受変電設備と同じ） | 1 | 1年 | 受変電設備と同じ | 1 | 2年又は一定の遮断回数による | 受変電設備と同じ | 1 | 1年 | 受変電設備と同じ |
| その他付属設備 | 1 | 1ケ月 | 必要により特定範囲のものについて行う | 1 | 1年 | 母線､がいし､クランプ､支持物などは受変電設備用に準じて行う（停止せず） | 12 | 3年3年 | 必要により特定対象を定めて行う(この場合停止して点検する）その他必要事項 | 12 | 1年1年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定 |
| 電線及び支持物 | 12 | 1ケ月1ケ月 | 電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離､標識保護さくの状況 | 123 | 1年1年1年 | 電柱､腕木､がいし､支線､支柱､保護網などの損傷腐食電線取付状態､弛度その他必要事項 | 1 | 3年～5年 | 必要により特定対象を定めて行う(点検個所､部位は定期巡視点検より抜粋） | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |

注）※１：屋外電線路を含む

10

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　項目 | 日常巡視点検手入 | 定期巡視点検手入 | 精密点検手入 | 測　　　定 |
| No. | 周期 | 点検個所､ねらい | No. | 周期 | 点検個所,ねらい | No. | 周期 | 点検個所、ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| 配電設備※１ | ケーブル | 123 | 1ケ月1ケ月1ケ月 | ヘッド､接続箱､分岐箱など接続部の加熱､損傷､腐食及びコンパウンド油漏れ布設部の無断掘削標識､他物との離隔距離 | 12 | 1年1年 | ケーブル腐食､きれつ､損傷その他必要事項 | 12 | 5年3年～5年 | 必要により特定対象を定めて行う（点検個所､部位は定期巡視点検より抜粋）地盤沈下の影響 | 12 | 1年1年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定 |
| 負荷設備 | 電動機その他回転機 | 12 | 1日1ケ月 | 運転者が音響､回転､過熱､異臭､給油状況などについて注意する必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う | 12345 | 3か月1年1年1年1年 | 音響､震動､温度停止して各部の汚損､ゆるみ､損傷､伝達装置の異常など外部点検を行う制御装置点検接地線接続部その他必要事項 | 123 | 3年3年3年 | 必要により特定対象を定めて行う温度上昇等を考慮し内部分解点検､コイル､軸受､通風付属装置などの手入温度上昇等を考慮し､回転子引出掃除その他必要事項 | 123 | 1年1年1年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定必要により特性試験 |
| 電熱乾燥装置 | 123 | 1日1ケ月1ケ月 | 運転者が温度､変形､損傷などについて注意する接続部変色､過熱熱線の腐食､取付点検必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う | 12 | 1年1年 | 停止して各部の変形､損傷､ゆるみ､可燃物との離隔状況その他必要事項 | 1 | 3年 | 必要により特定対象を定めて行う（点検個所､部位は定期に準じて内部点検を行う） | 12 | 1年1年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定 |
| 照明装置 | 1 | 1日 | 使用者が異音､汚損､不点､温度､臭気過熱などに注意する | 12 | 1年1年 | 照明効果､汚損音響､温度､コンパウンド洩れその他必要事項 |  |  |  | 123 | 1年1年3年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定必要により照度測定 |

注）※１：屋外電線路を含む

11

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　項目 | 日常巡視点検手入 | 定期巡視点検手入 | 精密点検手入 | 測　　　定 |
| No. | 周期 | 点検個所､ねらい | No. | 周期 | 点検個所,ねらい | No. | 周期 | 点検個所、ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| 負荷設備 | 配線及び配線器具 | 1 | 1ケ月 | 開閉器の点検､湿気､じんあい等に注意、器具の損傷､腐食､分電盤スイッチ､フューズの適正及びゆるみ､過熱 | 1 | 1年 | 開閉器､器具との接続､器具の損傷､腐食､分電盤スイッチ､フューズの適正及びゆるみ､過熱 | 1 | 2年 | 許容電流と負荷電流との確認 | 123 | 1年1年1年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定必要により照度測定 |
| 発電機設備 | 原動機関係 | 123 | 1ケ月1ケ月1ケ月 | 燃料系統からの油洩れ及び貯油機関の始動､停止始動用空気タンクの圧力その他必要事項は､細則による | 1 | 1年 | 機関主要部分の分解、点検 | 1 | 3年又は一定の運転時間による | 内燃機関の分解点検､測定 |  |  |  |
| 発電機関係 | 1 | 1ケ月 | 電動機その他回転機と同じ | 1 | 1年 | 電動機その他回転機と同じ | 1 | 3年 | 電動機その他回転機と同じ | 123 | 1年1年3年 | 絶縁抵抗測定接地抵抗測定継電器試験 |
| 蓄電池設備 | 蓄電池 | 123 | 1ケ月1ケ月1ケ月 | 液面､沈殿物､色相､極板彎曲､隔離版､端子のゆるみ､損傷充電装置の動作状態電池の電圧 | 123 | 1年1年1年 | 木台､がいしの腐食､損傷､耐酸塗料のはくり床面の腐食､損傷その他必要事項 | 12 | 3年3年 | 充電装置の内部点検必要により対象を定めて行う | 1234 | 1ケ月1ケ月1ケ月1ケ月 | 比重測定液温測定電圧測定絶縁抵抗測定（充電装置） |
| その他設備 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

12

第2図　需要設備の構内図

13

第2表　　日常巡視点検手入記録

事業場名

　　　　　　　　　年　実施

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　項目点検対象設備 | 巡視点検手入結果 |
| 実施年月日点検者 | 実施年月日点検者 | 実施年月日点検者 | 実施年月日点検者 |
| 受変電設備 | 電線及び支持物 |  |  |  |  |
| ケーブル |  |  |  |  |
| 断路器 |  |  |  |  |
| 遮断器・開閉器類 |  |  |  |  |
| 母線 |  |  |  |  |
| 受電用変圧器 |  |  |  |  |
| 計器用変成器 |  |  |  |  |
| 避雷器 |  |  |  |  |
| 配電盤 |  |  |  |  |
| 電力用コンデンサ |  |  |  |  |
| 配電設備※１ | 断路器・遮断器 |  |  |  |  |
| 配電用変圧器 |  |  |  |  |
| その他付属設備 |  |  |  |  |
| 電線及び支持物 |  |  |  |  |
| ケーブル |  |  |  |  |
| 負荷設備 | 電動機その他回転機 |  |  |  |  |
| 電熱乾燥装置 |  |  |  |  |
| 照明設備 |  |  |  |  |
| 配線 |  |  |  |  |
| 発電設備 | 原動機関係 |  |  |  |  |
| 発電機関係 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 蓄電池 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 記 事 |

注）※１：屋外電線路を含む

14

第3-1表　　受電設備測定記録-1

接地抵抗測定記録

事業場名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 測定日 | 年　月　日 | 測定器具（型式等） |  | 測定責任者 |  |
| 天候 |  |
| 気温・温度 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 接　地　極　詳　細 | 法定最高抵抗値 | 測定値（Ω） | 良否 | 適　要（処　置） |
| 番号 | 埋設位置 | 当該接地極にて接地させる機器名称電気施設の名称等 | 接地種別 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 接地線系統図（接地線の種類及び太さ記入のこと） |

15

第3-2表　　受電設備測定記録-2

絶縁抵抗測定記録

事業場名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 測定日 | 年　月　日 | 測定器具（型式等） |  | 測定責任者 |  |
| 天候 |  |
| 気温・温度 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 測定値メガオーム | 良否 | 適　要（処　置） |
| 番号 | 回路名 | 使用電圧 | 線間 | 大地間 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 記　事 |

16

　＜参考＞　　受電前工事出来高（完成度）チェックシート

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施主責任者 | 電気主任技術者 |  |  |  | 担当 |
| H .　.　 | H .　.　 | H .　.　 | H .　.　 | H .　.　 | H .　.　 |

工事名称

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象設備 | 確認年月日 | 確認項目 | 目標[％] | 出来高（完成数／全数）[％] | 備考該当にﾁｪｯｸ☑ |
| ①電力引込設備　□　引込口　□　引込経路　□　責任分界点 |  | □　電線の敷設及び接続□　接地線の接続□　危険表示□　EPS等の施錠 | **100** |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |
| ②各電気室□M/S 　□S/S1　□S/S2□S/S3　□S/S4　□S/S5□S/S6　□S/S7　□S/S8 |  | □　設備の設置□　電線及び接地線の接続□　危険表示□　電気室の施錠 | **100** |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |
| ③防災センター□　防災センター□　中央監視設備 |  | □　防災センターの施錠□　中央監視設備の設置□　各種配線の接続 | 電力監視**100**他**80以上** |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |
| ④高圧幹線設備□　電気室配電盤□　ＥＰＳ等□　機械室等の分電盤、動力盤の接続 |  | □　電線の敷設及び接続□　接地線の接続□　危険表示□　EPS等の施錠 | **100** |  |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |
| ⑤低圧幹線設備□　電気室配電盤□　ＥＰＳ等□　機械室等の分電盤、動力盤の接続 |  | □　電線の敷設及び接続□　接地線の接続□　危険表示□　EPS等の施錠 | **100** |  |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |
| ⑥低圧分岐線設備□　ＥＰＳ等分岐盤□　オフィス等の分岐線□　居室分電盤の接続 |  | □　電線の敷設及び接続□　接地線の接続□　危険表示□　EPS等の施錠 | **80****以上** |  |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |
| ⑦動力設備□　動力制御盤□　制御盤接続から動力設備の接続端子□　動力設備 |  | □　動力制御盤の設置及び施錠□　電線及び接地線の接続□　動力設備の設置 | **高圧100****低圧80****以上** |  |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |
| ⑧電灯コンセント設備□　居室分電盤□　配線□　電灯・コンセント |  | □　居室分電盤の設置及び施錠□　配線及び接地線の接続□　電灯・コンセントの接　　　　　続 | **60****以上** |  |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |
| ⑨照明器具等の一般設備□　照明器具□　その他の器具 |  | □　照明器具との配線の接　　続□　その他の器具と配線の接続 | **60****以上** |  |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |
| ⑩電力保安通信設備□　保安電話等**（特別高圧のみ）** |  | □　保安電話の通話 | **100** |  | □電力会社給電所等との通話ができること |
| ⑪その他（関連設備） □　発電設備□　蓄電設備□　ＵＰＳ設備、等 |  | □　各種盤の設置及び施錠□　配線及び接地線の接続□　電気室、盤の施錠・危険標識 | 電力**100**、他**60以上** |  | □　必要箇所の未落標識□　必要箇所の施錠管理 |

（注1）　本設受電後における電気事業法第１０６条に基づく、電気事故報告規則の電気事故報告は、設置者がその義務を負う。

（注2）　未完成部分がある場合は、全ての設備が完成した時に再度、総合的な使用前自主検査を実施し合格をもって、全ての設備を使用することができる。

（注3）　目標は使用前自主検査に臨むべき最低の出来高（完成度）目安の基準とする。

17